



高松市住民税均等割のみ課税世帯(令和5年度)生活支援給付金(1世帯当たり10万円+こども加算※1)のご案内

DV(ドメスティック・バイオレンス)等避難中でも受給できる場合があります

※1 こども加算の金額は、対象児童1人につき5万円です。

- DV等で住所地以外に避難中の方も、高松市住民税均等割のみ課税世帯(令和5年度)生活支援給付金を受給できる可能性があります。
- 住所地の世帯が既に給付金を受け取っている場合でも、一定の要件(DV保護命令と収入要件)を満たせば、受給することができます。
- 給付金を受給するためには、**申請が必要**です。

支給対象と支給額

以下に該当する世帯に対し、
1世帯当たり**10万円+**(5万円×対象児童数※2)を支給します。

世帯全員が令和5年度**住民税所得割が課税されていない世帯**で、
少なくとも1人が「**住民税均等割のみが課税**」の世帯

※2 対象児童は、上記の世帯に属する18歳以下の方(平成17年4月2日以降生まれの方)のうち、支給対象者と生計を同一にしている方が該当します。

申請先

- **郵送**の場合……………〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号
高松市健康福祉総務課 臨時特別給付金担当
- **窓口提出**の場合……………高松市防災合同庁舎 4階「相談窓口」(市役所本庁舎西側)

申請期限：令和6年4月30日(火)まで(当日消印有効)

申請に必要な書類※3

- ①申請書※4
- ②配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している旨の申出書※4
- ③DV等避難中であることを明らかにできる書類(裏面Q&A参照)

※3 ①～③のほか、添付が必要な書類(本人確認書類の写しなど)は申請書の裏面をご確認ください。

※4 ①・②は、相談窓口で配布しています。また、高松市ホームページからもダウンロードができます。➡



お問い合わせ

高松市コールセンター

087-826-0442 (通話料がかかります)

受付期間：令和6年4月30日(火)まで

受付時間：8:30～17:00(土・日曜日、祝日を除く)

相談窓口

高松市防災合同庁舎4階(市役所本庁舎西側)

受付期間：令和6年4月30日(火)まで

受付時間：8:30～17:00(土・日曜日、祝日を除く)

支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

支給要件に関するQ&A

以下のQ&Aを参考に、必要な書類をご用意の上、手続をしてください。
ご不明な点は、高松市コールセンター（087-826-0442）にご相談ください。

Q 住民票がある世帯で、配偶者が給付金を受給しました。 私は給付金を受給できますか？

A 住民票がある世帯の方（配偶者等）が給付金を受給済の場合であっても、ご自身（同伴者を含む。）が要件（DV避難中であることの証明、収入要件）を満たせば、給付金を受給できます。
対象児童を連れて避難している場合は、こども加算についても対象となります。

DV等避難中であることを明らかにできる書類の例（児童手当準拠）

- 配偶者に対する保護命令決定書の謄本と確定証明書等
- 婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター等が発行する証明書
- 住民基本台帳事務における支援措置（閲覧制限等）の決定通知書
- 配偶者に児童への接近禁止命令が発令されている場合等

Q 配偶者からDVを受け避難しています。 配偶者の扶養に入っている場合、受給できますか？

A 配偶者の扶養に入っている場合でも、DV等避難者は独立した生計を立てている者とみなし、ご自身（同伴者を含む。）の収入が住民税均等割のみ課税世帯相当である場合には受給できます。

Q 住民票は高松市外にあります。 高松市外から避難している場合、受給できますか？

A 住民票が高松市外の場合であっても、ご自身（同伴者を含む。）が令和5年12月1日時点において、高松市内にDV等で避難し、引き続き居住している場合は、受給できます。



給付金を装った
不審な訪問や電話などにご注意ください！



おかしいな、と思ったら一人で悩まず、高松市消費生活センター（TEL:087-839-2066）や最寄りの警察署にご相談ください。